

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)



福島県報

大田西ノ内病院

(地域医療課)

公 告

公告第三百五十五号

保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第十八条の規定により、平成二十二年年度福島県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成二十二年十月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 試験期日

平成二十三年二月十五日(火)午後一時開始

二 試験場所

郡山市南二丁目五十二番地 福島県産業交流館(ビッグパレットふくしま)多目的

展示ホール

三 提出書類

1 受験願書

2 写真

出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載し、受験用写真台紙にはり付けること。

3 受験資格を証する書類

(一) 保健師助産師看護師法施行規則(昭和二十六年厚生省令第三十四号。以下「規則」という。)第二十七条第二号から第四号までに掲げる書類とする。

(二) 受験願書の受付期間内に規則第二十七条第二号の修業証明書又は卒業証明書を添付することができない者は、当該証明書に代えて修業見込証明書又は卒業見込証明書を添付すること。ただし、この者が平成二十三年三月八日午後五時までに修業証明書又は卒業証明書を知事に提出しないときは、試験結果のいかんにかかわらず当該試験は無効とする。

四 受験手数料

六千九百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書にはって納入すること(消印はしないこと)。

五 受験願書の受付期間

平成二十二年十二月六日から同月八日までに持参又は書留郵便により郵送のこと(郵送の場合は、平成二十二年十二月八日までの消印のあるものは有効とする)。

六 受験願書の提出先

福島県保健福祉部健康衛生総室地域医療課感染・看護室
福島市杉妻町二番十六号(郵便番号九六〇一八六七〇)

目 次

告 示

○救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件

五九

公 告

○福島県准看護師試験を実施する件

五九

○争議行為を行う旨通知があった件

五〇

○第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案を縦覧に供する件

五〇

○肥料の登録の有効期間を更新した件

五〇

○土地改良区の役員が就任した旨届出があった件

五一

○土地改良事業の工事の完了について届出があった件

五一

告 示

福島県告示第六百五十六号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十二年十月十九日救急病院として認定した。

平成二十二年十月二十六日

名称

所在地

福島県知事 佐藤 雄 平

認定有効期限

財団法人太田綜合病院附属

郡山市西ノ内二丁目五番二〇号

平成二十五年一月一八日

電話 ○二四一五二一七二二一(直通)
その他

- 1 受験願書用紙等を郵便で請求する場合は、封筒の表に「准看護師試験願書請求」と朱書して百四十円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上、前記受験願書の提出先へ請求すること。
- 2 試験の詳細については、福島県保健福祉部健康衛生総室地域医療課感染・看護室に問い合わせること。

(地域医療課感染・看護室)

公告第三百五十六号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、福島県医療労働組合連合会執行委員長斎藤富春から医療・福祉労働者の大幅増員、賃金と雇用の確保等の要求に関して次のとおり争議行為を行う旨平成二十二年十月十八日付で通知があった。

平成二十二年十月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 日時 平成二十二年十一月十二日から問題解決までの期間
- 二 場所 大原総合病院、清水病院、大原医療センター、医療生協わたり病院、生協いの診療所、医療生協ふれあいクリニックさくらみず、訪問看護ほほえみステーション、訪問看護やまなみステーション、訪問看護さくらみずステーション、ほほえみ介護支援事業所、やまなみ介護支援事業所、桑野協立病院、桑野訪問看護ステーション、郡山東訪問看護ステーション、小名浜生協病院、小名浜生協病院付属せいきょうクリニック、訪問看護ステーションかもめ、デイサービスセンター虹の丘、デイサービスセンター岡小名、会津若松診療所、きたかた診療所、訪問看護なないろステーション、訪問看護きたかたステーション、白河厚生総合病院、白河厚生総合病院付属高等看護学院、農村検診センター、塙厚生病院、塙厚生病院併設介護老人保健施設久慈の郷、鹿島厚生病院、鹿島厚生病院併設老人保健施設厚寿苑、双葉厚生病院、高田厚生病院、坂下厚生総合病院、坂下厚生総合病院併設老人保健施設なごみ、厚生連本所、竹田綜合豆病院、竹田にここヘルパーステーション、竹田訪問看護ステーション、竹田地域包括支援センター、竹田指定居宅介護支援事業所、通所リハビリテーションTR Y、竹田ほほえみデイサービスセンター、竹田綜合病院附属芦ノ牧温泉病院、エミネンス芦ノ牧及び山鹿クリニック

(雇用労政課)

公告第三百五十七号

中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第五十五条第一項の規定により第二種大規模小売店舗立地法特例区域を定めるため、同条第四項において準用

する同法第三十六条第七項の規定により、当該第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案を次のとおり縦覧に供する。
平成二十二年十月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案次に掲げる区域

- 1 田村郡三春町字大町四十二番一、四十二番二、四十二番五、四十三番一、四十三番二、四十三番三、四十三番四、四十三番六、四十四番二、四十五番二、四十六番四、四十九番二及び五十番二
- 2 田村郡三春町字中町八十番、八十一番、八十二番一、八十二番三、八十三番、八十四番、八十五番一、八十五番二、八十五番三、八十五番五、八十六番、八十七番、八十八番、八十九番、九十番一、九十番二及び九十一番一
- 3 田村郡三春町字荒町十一番、十二番、十三番一、十三番二及び百四十八番

二 縦覧場所

福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び三春町産業課商工グループ

三 縦覧期間

平成二十二年十月二十六日から同年十一月九日まで

四 意見書の提出

この公告に係る第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案について意見を有する者は、次に定めるところにより意見書を提出することができる。

- 1 提出先 福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課
- 2 提出期限 平成二十二年十一月九日
- 3 意見書に記載する事項
 - (一) 意見書を提出する者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地)
 - (二) 意見及びその理由

(商業まちづくり課)

公告第三百五十八号

肥料取締法(昭和二十五年法律第一百二十七号)第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。
平成二十二年十月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

登録番号	肥料の	肥料の	保証成分量 (%)	その他	氏名	更新した登録

(福島県)	種 類	名 称	アルカリ分	の規格	は名称	住 所	の有効 期 限
			830				

(農業総合センター)

公告第三百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

平成二十二年十月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

郡山市田母神土地改良区

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 松岡 孝典 郡山市田村町田母神字矢内作九番地

(農村計画課)

公告第三百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定により、次の者から土地改良事業の工事の完了について届出があった。

平成二十二年十月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良事業を行つた者の名称

二本松市

地区名

荒井

種類

農道整備

施行認可又は施行同意の年月日

平成九年六月一日

工事の完了年月日

平成二十二年七月五日

（農村計画課）

公告第361号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務

規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成22年10月26日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
ノートパソコン 758台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県土木部土木総室土木総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成22年9月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士通リース株式会社 東京都千代田区神田練馬町3番地
- 5 落札金額
62,570,340円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成22年8月17日

(土木総務課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第七十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に規定する施設として次の施設を指定した旨、南相馬市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十二年十月二十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

指定年月日	指定施設の所在地	指定施設の名称	指定施設の管理者	聴衆席の面積	聴衆席収容見込人員数
平成二十二年 一〇月五日	南相馬市原 町区旭町二 丁目七番地 の一	南相馬市民 情報交流セ ンター	南相馬市教 育委員会	一八〇平方メ ートル	一四五人

福島県選挙管理委員会告示第八十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条第一項の規定に基づく川俣町長選挙は、同法第百十九条第二項の規定により、平成二十二年十月三十一日執行の福島県知事選挙と同時にこれを行う。

平成二十二年十月二十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

福島県選挙管理委員会告示第八十一号

平成二十二年十月三十一日執行の福島県知事選挙及びこれと同時にを行う川俣町長選挙において、これらの選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序は、次のとおりとする。

平成二十二年十月二十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

- 一 福島県知事選挙の投票
- 二 川俣町長選挙の投票

福島県選挙管理委員会告示第八十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十四条第一項の規定に基づく中島村議会議員補欠選挙は、同法第百十九条第二項の規定により、平成二十二年十月三十一日執行の福島県知事選挙と同時にこれを行う。

平成二十二年十月二十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

福島県選挙管理委員会告示第八十三号

平成二十二年十月三十一日執行の福島県知事選挙及びこれと同時にを行う中島村議会議員補欠選挙において、これらの選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序は、次のとおりとする。

平成二十二年十月二十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

- 一 福島県知事選挙の投票
- 二 中島村議会議員補欠選挙の投票